

三重県農地中間管理事業の推進に 関する基本方針

令和5年9月

三 重 県

第1 趣旨

この基本方針は「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)」第3条に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標、中間管理事業の推進に関する基本的な方向性を定めます。

第2 効率的かつ安定的な農業を営む者が利用する農用地の面積の目標その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

(1) 効率的かつ安定的な農業を営む者が利用する農用地の面積の目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者(以下「担い手」という。)が利用する農用地の面積の目標は以下のとおりとします。

	基準年 (平成25年度)	目標年度 (令和5年度末時点)
耕地面積(①)	60,900ha	60,900ha
うち担い手が利用する面積(②)	17,941ha	42,600ha
○認定農業者	2,152 経営体	2,805 経営体
うち個人	1,856 経営体	2,355 経営体
うち法人	296 経営体	450 経営体
○集落営農組織等	154 組織	195 組織
○認定就農者	20 経営体/年	40 経営体/年
②/①	29.5%	70%

※耕地面積①：平成25年耕地面積(7月15日現在)農林水産省公表

担い手が利用する面積②：農林水産部担い手育成課調べ(平成25年3月末現在)

認定農業者数：農林水産部担い手育成課調べ(平成25年3月末現在)

集落営農等組織数(経営所得安定対策加入集落営農組織及び特定農業団体数)

：農林水産部担い手育成課調べ(平成25年3月末現在)

認定就農者数：農林水産部担い手育成課調べ(平成25年3月末現在)

(2) その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

農地中間管理機構（以下「機構」という。）は、借り受けた農地を集約化できるよう調整した上で担い手へ貸し付け、連続して作業ができるほ場面積を拡大します。

その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標は、以下のとおりとします。

	現在 (平成 25 年度)	目標年度 (令和 5 年度末時点)
持続的な営農の仕組みを有する集落数	676 集落	1,550 集落
荒廃農地面積	1,946ha	384 ha
うち再生可能	1,578ha	384 ha
うち再生不能	369ha	— ha

※持続的な営農の仕組みを有する集落数:農林水産部担い手育成課調べ（平成 25 年 3 月末現在）

荒廃農地面積:荒廃農地の発生・解消状況に関する調査 農地調整課調べ（平成 24 年 12 月末現在）

第 3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- 1 県は、機構を認定農業者等の担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして最大限に活用します。
- 2 各市町における人・農地プラン及び地域計画の作成・見直しと連動させることにより、効率的かつ効果的に推進します。
- 3 農地利用集積円滑化事業、利用権設定等促進事業と農地中間管理事業の統合一体化については、JA 等関係機関・市町との連携を密にして、円滑な移行を推進します。

第 4 農地中間管理事業の実施方法

- 1 機構は、市町(農業委員会を含む)に、農用地利用集積等促進計画（以下、「促進計画」という。）の案の作成を求めることを基本とします。
- 2 機構は、地域計画の区域内の農用地について、地域計画の達成に資するよう促進計画を定めることを基本とします。また、地域計画の区域外であっても、農業委員会から要請があった場合又は市町から促進計画案の提出があった場合には、必要性を勘案して促進計画を定めます。
- 3 促進計画案作成以外の業務は、市町(農業委員会を含む)、農業協同組合、三重県農業会議、地域農業再生協議会、土地改良区、民間事業者等について、その能力・実績等か

らみて、委託された業務を適切に行えると認められる場合に委託できることとします。

第5 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項

県は機構、市町、農業委員会、農業協同組合等関係機関と連携して、研修会や、地域計画の作成、見直しのプロセスにおいて、地域農業者等に農地中間管理事業の活用方法等について周知徹底を図るものとします。

また、農地中間管理事業を啓発、普及及び推進するにあたり、三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を踏まえ取り組むこととします。

第6 地方公共団体、農地中間管理機構並びに株式会社日本政策金融公庫及び株式会社農林漁業成長産業化支援機構の連携及び協力に関する事項

県は三重県農業会議、県内農業協同組合、三重県農業協同組合中央会、県内土地改良区、三重県土地改良事業団体連合会、三重県農業再生協議会その他の農業に関する県内の団体、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社農林漁業成長産業化支援機構と連携し、農地中間管理事業に関する情報の共有、事業の推進を図ります。